



# 島根県報

平成22年11月30日（火）

号外 第 193 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【教委規則】**

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正（教育庁総務課） 2  
する規則

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第23号**

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給与」の次に「等」を加える。

第2条第1号中「給与」の次に「等」を加え、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 減額改定対象教職員 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第66号）の施行の日（以下「基準日」という。）において改正条例附則第7項第1号に規定する教職員である者をいう。

第2条第12号を次のように改める。

(2) 減額改定対象教職員以外の教職員 基準日において改正条例附則第7項第2号に規定する教職員である者をいう。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4条第1項中「前条第7号」を「前条第6号」に、「同条第7号」を「同条第6号」に改め、同項第1号中「第6号」を「第5号」に、「相当する額（」を「相当する額に」に、「、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を」を「100分の99.66を、減額改定対象教職員以外の教職員である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした教職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした教職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に減額改定対象教職員以外の教職員である者となることとなるものにあつては100分の99.83をそれぞれ」に、「額）」を「額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第6号」を「第5号」に、「相当する額（」を「相当する額に」に、「、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を」を「100分の99.66を、減額改定対象教職員以外の教職員である者にあつては100分の99.83をそれぞれ」に、「額）」を「額）」に改め、同項第4号ア中「相当する額（」を「相当する額に」に、「、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額」に、「、条例」を「100分の99.66を、減額改定対象教職員以外の教職員である者にあつては100分の99.83をそれぞれ乗じて得た額に、市町村立条例」に改め、同号イ中「給料月額（」を「給料月額に相当する額に」に、「、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を」を「100分の99.66を、減額改定対象教職員以外の教職員である者にあつては100分の99.83をそれぞれ」に、「額）」を「額）」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第5条第1項中「（教育委員会の定める教職員にあつては教育委員会の定める額とし、当該教職員以外の教職員のうち、減額改定対象教職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等教職員となった教職員のうち施行日の前日に人事交流等教職員となったものとした場合に減額改定対象教職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、」を「に次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（」に改め、「とする。）」の次に「（教育委員会の定める教職員にあつては、教育委員会の定める額とする。）」を加え、「第3条第7号」を「第3条第6号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 減額改定対象教職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等教職員となった教職員のうち施行日の前日に人事交流等教職員となったものとした場合に減額改定対象教職員である者となることとなるもの 100分の99.66

(2) 減額改定対象教職員以外の教職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等教職員となった教職員のうち施行日の前日に人事交流等教職員となったものとした場合に減額改定対象教職員以外の教職員である者となることとなるもの

の 100分の99.83

第5条第3項中「(減額改定対象教職員にあつては当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、)」を「に次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(」に、「これ」を「その端数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 減額改定対象教職員である者及び基準日の翌日以降に市町村立規則第10条の規定に基づき号給を決定された教職員のうち施行日の前日に当該教職員となったものとした場合に減額改定対象教職員である者となることとなるもの 100分の99.66
- (2) 減額改定対象教職員以外の教職員である者及び基準日の翌日以降に市町村立規則第10条の規定に基づき号給を決定された教職員のうち施行日の前日に当該教職員となったものとした場合に減額改定対象教職員以外の教職員である者となることとなるもの 100分の99.83

#### 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。